

11月13日・20日の両日、県立高教組は、2020年度賃金確定及び提出した83の要求のための交渉に臨みました。

🌸 常勤講師の次年度任用希望の健康診断に職場健診利用可能！

また、常勤講師の権利を拡大することができました。今年の初めに昇給上限を撤廃し、3月31日の任用を切る「空白の1日」をなくし、共済組合への加入も実現しました。それに続いての権利拡大です。常勤講師の次年度の任用のためには健康診断書の提出が求められており、職場健診の結果を使えなかったことで、わざわざお金を払って健康診断に行き、提出したのに任用されないこともあり、改善の声は以前からありました。県立高教組では、毎回の交渉で粘り強く交渉し、署名も行ってきたことが実って、今回の改善となりました。県教委は交渉の中で私たちの要求を受けて実現したと述べました。



😡 部活動手当3時間2700円へ。遠征等は現状維持へ。

スポーツ庁の部活動制限基準が「平日2時間、休日3時間、平日に1回休み、土日のうち1回は休み」になっていることを受けて、県立高教組は、福島県基準は休日4時間までとしているものの、子どもの健康（スポーツ庁の基準は週16時間を超えるとスポーツ障害の危険が高まるという研究結果に基づいています）と教員の多忙解消のために、手当支給の基準を3時間3600円（現行4時間3600円）とするよう求めてきました。

県教委は11月13日の交渉で、突然3時間2700円を提示してきました。福島県基準の休日4時間の見直しとセットでもなく、単なる切り下げだったので、強く抗議し、従来からの要求を基本としながら、部活動制限基準見直しとセットでの提示や遠征や合宿の場合に適用できる6時間5400円の区分の設定などの提案をしました。

私たちの意見を受けて、**福島県基準の見直し（他県の多くは休日3時間にすでになっていると思われる）とセットの方向を言明し、遠征等の場合は、これまでと同じ4時間3600円の支給を維持しました。**私たちの要求はかなっていませんが、県の提示を一定押し返すことができました。今後は、現実の運用が多忙解消との関係も含めてどうなっていくかが問題です。

😡 月例給は維持、ボーナス0.05月引き下げにとどめる！

コロナ禍の中で公務員は保健所職員などに象徴されるように通常より大変な勤務を強いられました。署名など行いましたが、民間の状況が思わしくない中で、ボーナスの引き下げとなりました。ただ、月例給は維持されました。来年度はもっと厳しい引き下げも予想されます。

ほか、高校統廃合、マスク支給、パウハラ、時間講師のボーナス、3地域異動などについてやり取りしました。

みなさんはどう思いますか？ 土日部活動の学校切り離し方針

部活動の時間制限に、活動の幅が狭まるから反対だと考える方もおられると思います。国は、今年9月に、土日の部活動を「**地域部活動**」として数年の間に学校から切り離すことを目指しています。休日の部活動指導をする教員は兼職兼業の許可を得て、教員としてではなく、指導に当たることとする方針らしいのです。組合ではこのことについて学習会を行いました。「平日は教員として、土日は地域の人として、なんて切り分けられるのか」などいろいろな意見が出ました。みなさんはどう考えますか。